

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付・保険料徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

夕張市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付・保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付・保険料徴収事務では事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

夕張市長

公表日

令和5年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付・保険料徴収事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等に対する適切な医療の給付や、65才から74才の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するための財政調整の仕組みを定めた高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、平成20年4月から施行されている。</p> <p>夕張市における後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務(窓口事務のみ) ②医療保険の給付に関する事務(窓口事務のみ) ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <p>なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療保険システム 2. 中間サーバー・プラットフォーム 3. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者被保険者情報ファイル、後期高齢者賦課情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)中間サーバーで保有する後期高齢者医療制度関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(59項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 80項・83項 【別表第二における情報照会の根拠】 82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課、税務課
②所属長の役職名	市民課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	夕張市役所総務課総務係(〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170(直通))
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	夕張市役所総務課総務係(〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170(直通))

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5 ①部署	市民課健康保険係、財務課(税務担当)	市民課、税務課	事後	
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	市民課長 芝木 誠二、税務担当課長 三浦 護	市民課長、税務課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	-	様式改正に伴う新項目の追加	事後	
令和2年9月25日	I-1 ③システムの名称	1. 後期高齢者保険システム 2. 中間サーバー・プラットフォーム	1. 後期高齢者医療保険システム 2. 中間サーバー・プラットフォーム 3. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和2年9月25日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 83項 【別表第二における情報照会の根拠】 82項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 80項・83項 【別表第二における情報照会の根拠】 82項	事後	
令和2年9月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 80項・83項 【別表第二における情報照会の根拠】 82項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 80項・83項 【別表第二における情報照会の根拠】 82項	事後	
令和5年2月17日	I-1 ②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等に対する適切な医療の給付や、65才から74才の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するための財政調整の仕組みを定めた高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、平成20年4月から施行されている。</p> <p>夕張市における後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務(窓口事務のみ) ②医療保険の給付に関する事務(窓口事務のみ) ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p>	<p>後期高齢者医療制度は、高齢に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等に対する適切な医療の給付や、65才から74才の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するための財政調整の仕組みを定めた高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、平成20年4月から施行されている。</p> <p>夕張市における後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務(窓口事務のみ) ②医療保険の給付に関する事務(窓口事務のみ) ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <p>なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。</p>	事前	